

侵害裁判所の無効判断と特許庁の審決が齟齬した事例

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産法研究会 弁護士 松本 司

東京地判平成28年8月30日（平27（ワ）23129）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）
平成28年3月8日付審決（無効2015-800026号）
（INPIT特許情報プラットフォーム・審決速報）

第1. 事案の概要

特許権者（原告・被請求人）をX、相手方（被告、請求人）をY、東京地裁判決を「本件判決」、審決を「本件審決」といい、対象となった特許権を「本件特許」という。

本件判決では、本件特許の有効性につき以下で要約する主引例（後述する旧製品を掲載したウェブページ）のほか、別の主引例に基づく進歩性欠如や、Yの被疑侵害品の充足性（肯定）も争点となっている。また、本件審決では主引例に基づく新規性欠如や、請求項2（いずれも請求項1の従属項）以下の請求項に係る発明の有効性も判断されているが、以下では請求項1に係る発明（以下「本件発明」という。）について、上記主引例に基づく進歩性の判断に絞って整理することにする。

1. 本件特許の内容

(1) 特許番号 特許第5046756号

出願日 平成19年6月27日

発明の名称：分散組成物及びスキンケア用化粧品並びに分散組成物の製造方法

(2) 特許請求の範囲（構成要件に分説）

1-A (a) アスタキサンチン、ポリグリセリン脂肪酸エステル、及びリン脂質又はその誘導体を含むエマルジョン粒子；

1-B (b) リン酸アスコルビルマグネシウム、及びリン酸アスコルビルナトリウムから選ばれる少なくとも1種のアスコルビン酸誘導体；並びに

1-C (c) pH調整剤

1-D を含有する、pHが5.0～7.5のスキンケア用化粧品。

(3) 本件発明の概要（明細書、審査過程での意見書の主張より要約）